

荒川区選挙管理委員会告示第1号

荒川区選挙執行規程（平成12年荒川区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月21日

荒川区選挙管理委員会

改正後	改正前
<p><u>（選挙人等の出頭及び証言の請求）</u></p> <p>第115条 法第212条第1項（選挙人等の出頭及び証言の請求）の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合において、証人の呼出状及び宣誓書の様式はそれぞれ別記第42号様式、同第43号様式によるものとする。</p> <p><u>2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第2205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。</u></p> <p><u>（1） 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する。</u></p> <p><u>（2） 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。</u></p>	<p><u>（呼出状及び宣誓書）</u></p> <p>第115条 法第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合において、証人の呼出状及び宣誓書の様式はそれぞれ別記第42号様式、同第43号様式によるものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。